

会 員 コ ラ ム

千葉市の騒音振動に関する取り組み

松島 貢（千葉市環境規制課騒音対策班）

千葉市の騒音振動業務について紹介します。部署は環境局環境保全部環境規制課騒音対策班で、職員数は担当課長を含めて8名です。

担当業務は騒音振動業務と、自動車排出ガス低減を目的とした自動車公害対策も担当しています。本コラムでは騒音振動に関する業務について紹介します。

騒音振動に関する生活環境保全を目的に、工場事業場、建設作業、交通関係（道路交通、航空機、在来鉄道）及び飲食店営業（深夜騒音）の規制、監視等及び一般環境騒音の調査並びに苦情処理を行っています。

苦情の現状

本市に寄せられる苦情件数は、表-1に示すように、平成21年度までは増加傾向にあるものの、騒音振動合わせて年間130件程度でしたが、平成22年度から急激に増加し平成24年度には738件となっています。その他の建設作業や工場等に関する苦情は例年並の件数となっています。その内訳は738件のうち550件が航空機騒音に関する苦情です。航空機騒音の苦情が急増した原因は、平成22年10月に羽田空港で4本目の滑走路が供用開始されたことに伴い、本市上空に新たな2本の飛行ルートが設定され、これまで飛行実績のなかった地域に航空機が通過するようになったことです。

表-1 苦情受理件数

年度	苦情件数		合計
	騒音	振動	
20	114	21	135
21	122	16	138
22	216	20	236
23	361	21	382
24	709	29	738

工場事業場への対応

工場事業場は法律と条例含めて年間100件程度の届出に関する審査と、操業時の規制基準遵守監視を行っています。本市の近年の傾向として、工場事業場に設置される特定施設は、金属加工機械等の製造加工関連設備より空調設備関係の送風機や冷凍機（圧縮機）等が増加しています。

また、大規模小売店舗立地法届出の騒音予測に関する審査、宅地開発事業の騒音問題に関する事前協議を行っています。

建設作業への対応

特定建設作業の届出数は年間延べ2,500件程で、建設工事に関する苦情件数は100件前後です。近年は建設工事に関する苦情件数が増加傾向にあるため、その対応策として、昨年度、建設関係団体の協力を得て、建設業者や解体業者へ建設工事実施時の留意事項に関するリーフレットを配布し、苦情発生の未然防止に向けた啓発活動を実施しています。

自動車騒音と道路交通振動への対応

自動車騒音は騒音規制法の常時監視として、市内主要幹線道路における環境基準適合状況把握調査（面的評価）を実施しています。道路交通振動は主要幹線道路における要請限度の適合状況調査を実施しています。その評価結果は千葉市サウンドマップに表示し千葉市HPに掲載しています。詳細結果等は、<http://www.city.chiba.jp/other/soundsys/jojikan-shi/index.html> をご覧ください。

航空機騒音への対応

平成22年10月から運用開始されたルートは、南風好天時に、本市上空で南北から飛来する航空機が交差し、朝6時から夜間23時まで、時間あたり最大40便が通過するようになり、航路下住民は深刻な騒音影響を受けるようになりました。そのような航空機騒音への対応として、航空機騒音実態把握を目的とした市内3地点での常時監視を実施するとともに、千葉県と県内関係市で構成する協議会で、国に対し航空機騒音低減策として、飛行高度の引上げ、海上ルートへの移行や首都圏全体での航空機騒音分担等を要望するなど、市の重点課題として改善に取り組んでいます。